

令和 7 年 8 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 7 年 8 月 25 日	午後 2 時 01 分
	閉 会	令和 7 年 8 月 25 日	午後 3 時 27 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 安 岡 委 員 藤 本 委 員

鈴 鹿 委 員 植 木 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

山 下 教 育 監

仲 井 管 理 部 長

相 馬 指 導 部 長

水 口 高 校 改 革 推 進 室 長

南 総 務 企 画 課 長

吉 岡 教 職 員 人 事 課 長

廣 田 特 別 支 援 教 育 課 長

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

瀬 津 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長

中 村 総 務 企 画 課 主 事

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

7月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 令和6年度京都府教育委員会内部統制に係る評価について

【南総務企画課長の報告】

○ 「令和6年度京都府教育委員会内部統制評価報告書」を報告する。

府教育委員会では、令和2年度から内部統制制度を導入し、毎年、年度ごとに評価を実施している。具体的には、日々の行政事務での支払遅延や、契約内容の不備等の様々なリスクについて、組織として未然に防げるよう、

「あらかじめ明確なルールや手続きを定め」「組織内すべての人が、そのルールに基づいて業務を遂行する」とともに、「ルールが機能しているか毎年度評価する」という仕組みを整備するものである。

「(1) 評価対象」については、教育委員会内の府立学校を含む82所属の財務に関する事務を対象に、令和6年度の状況の評価した。

次に、「(2) 評価項目及び評価の視点」は、国が定めるガイドライン等に基づき評価を実施しており、「①全庁的な内部統制」として、内部統制全体の基本的な考え方と、評価項目それぞれに対応する内部統制の仕組みが整備できているかについて確認し、有効性を評価した。

また、「②業務レベルの内部統制」は、各業務レベルでリスク対応の運用状況を確認し、有効性を評価した。

その結果、まず、(1)全庁的な内部統制は、内部統制の6分野について、それぞれ適切な取組みが行われているため、有効であると評価した。

次に、「(2)業務レベルの内部統制」は、収入・支出等に関する25のリスク項目等について、各所属で月次点検が実施されているなど、リスク対応策が実施されていると評価している。

ただ、令和6年度中に、収入・支出など財務に関する事項について、合計63件の事務処理の誤りが確認された。

具体的な事例として、「府立高校において、タクシーチケットの管理簿の記載に不備があり、チケット使用後の支払い遅延があった」等があったが、これらについては、年度内に適正な状態に是正され、また、複数人でのチェックを行うなど、再発防止策を講じたところであり、全体として、内部統制は有効に運用されていると評価している。

今後のスケジュールとして、本日報告の評価報告書を8月中に、監査委員に提出し、監査委員からの審査意見書をいただいたうえで、9月議会に提出することとしている。

【質疑応答】

○ なし

イ 教職員の失職について【非公開】

(4) 議決事項

ア 第33号議案 令和7年度教育委員会の事務の点検・評価（令和6年度実績）について

【南総務企画課長の説明】

○ 第33号議案「令和7年度教育委員会の事務の点検・評価（令和6年度実績）」について説明する。

点検・評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、報告書の作成及び議会への提出・公表が義務づけられているものである。

33-2ページは、報告書の本体から、「京都府教育委員会の総評」のみ抜粋したものである。この総評等については、『高校無償化が進むなど、公教育としてのミッションや存在意義について考え方をまとめ実行していくことが改めて大きな課題となっている。公教育の意義の一つである職業教育について盛り込むとともに、そういった課題認識を記載する。』『令和6年度の大きな成果であり、今後の展開の契機となる府市協調の取組について、記載する。』などの御意見から、33-2・33-4ページに下線で表記している箇所等を新たに追記した。

その他、報告書冊子では、「集計中」であった「主な目標指標」の実績数値も、一部修正している。

今後のスケジュールとしては、京都府議会9月定例会の開会日に報告書が全議員に配付され、あわせて、京都府教育委員会のホームページにおいて公表することとしている。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

イ 第34号議案 令和8年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等第1学年生徒等募集定員について

【廣田特別支援教育課長の説明】

○ 令和8年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等第1学年生徒等募集定員について説明する。

学校、学科等は、14校・25の部及び科または学科としている。昨年度からの変更点は、盲学校の高等部音楽科及び高等部専攻科音楽科の2つについて募集

を停止することとしている。

募集停止の理由は、邦楽師範の養成を目的とした職業教育学科として設置していたものの、昭和50年頃以降は、卒業後に邦楽演奏家として自立する生徒は少数となった。そのため、平成に入り、洋楽を中心とする教育課程に変更する等、生徒確保に取り組んでいたが、大学進学へのニーズ等、近年の入学希望者はごく少数であり、現在も在籍者がいないこと、今後も入学希望者が見込めない状況である。

そのため、今後は、音楽分野を志望する生徒には、音楽大学への進学に向けた基礎学力を養うための指導を普通科（進学コース）において充実を図ることとして考えている。

次に募集定員については、令和7年度までの高等部第1学年入学者の推移と、令和8年3月の特別支援学校中学部からの内部進学希望者及び中学校特別支援学級卒業予定者数などから、昨年度と同数の定員としている。

また、入学者選考にあたっては、学力等の検査や面接等による総合的な選考試験を行い、入学者を決定する。

なお、盲学校、聾学校の幼稚部と、城陽、八幡支援学校の職業学科を除く他の学校の高等部普通科では、選考試験の結果を考慮しつつ、進路保障の観点から、募集定員を超える場合においても、柔軟に入学者を決定する対応を行っている。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

- ウ 第35号議案 令和8年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員について【非公開】
- エ 第36号議案 令和8年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員について【非公開】
- オ 第37号議案 通学区域の調整について【非公開】
- カ 第38号議案 校長及び教職員の懲戒処分について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

（京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号及び4号）

議決事項について、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告